

島根県報

令和4年9月30日(金)

号外第114号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県人事行政の運営等の状況の公表

(人 事 課) 2

公 告

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）第4条第1号の規定により、次のとおり公表する。

令和4年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
令和3年度	人 666,331	千円 555,639,195	千円 14,494,926	千円 120,622,188	% 21.7	% 23.3

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 13,294	千円 54,808,427	千円 7,517,713	千円 19,084,247	千円 81,410,387	千円 6,124	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

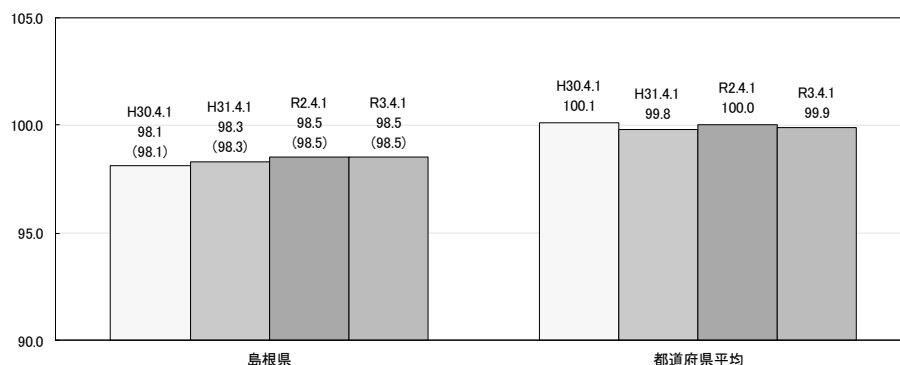
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

ウ 特記事項

特別職の職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（令和元年島根県条例第4号）に基づき、令和5年4月29日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当 (退職手当を除く。)のはね返し
知事	10%	10%
副知事	8%	8%
常勤の監査委員	6%	6%
病院事業管理者	6%	6%
教育長	6%	6%

エ ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

オ 給与改定の状況（令和3年4月1日実施）

(7) 月例給

区分	人事委員会の報告及び勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率 (令和3年4月1日実施)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和3年度	円 354,804	円 354,675	円 129 0.04%	% 0.00	% 0.00	% 0.00

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(4) 特別給

区分	人事委員会の報告及び勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和3年度	月 4.01	月 4.10	月 ▲0.09	月 ▲0.10	月 4.00	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

カ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

(7) 給料表の見直し

a 給料表の改定実施時期

平成27年4月1日

b 内容

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均約2%（最大約4%）引下げ。激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

(4) 地域手当の見直し

国と同様に見直しを実施（島根県内は支給なし）。

(7) その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

(7) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	42.3歳	314,398円	393,936円	341,096円
国	—歳	—円	—円	—円
都道府県平均	—歳	—円	—円	—円

(4) 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	46.0歳	381,343円	431,308円
都道府県平均	—歳	—円	—円

(7) 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	44.5歳	360,519円	403,373円
都道府県平均	—歳	—円	—円

(エ) 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
----	------	--------	--------	------------------

島根県	38.2歳	323,493円	425,767円	351,636円
国	－歳	－円	－円	－円
都道府県平均	－歳	－円	－円	－円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		島根県	国
一般行政職	大学卒	183,220円	182,200円
	高校卒	151,443円	150,600円
高等学校教育職	大学卒	205,142円	－
小・中学校教育職	大学卒	205,142円	－
警察職	大学卒	212,784円	211,400円
	高校卒	177,488円	173,400円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,350円	349,458円	380,498円	397,363円
	高校卒	222,885円	297,267円	355,124円	374,052円
高等学校教育職	大学卒	314,421円	396,870円	418,161円	434,189円
小・中学校教育職	大学卒	316,320円	389,631円	411,513円	424,542円
警察職	大学卒	287,000円	389,368円	409,090円	414,709円
	高校卒	258,553円	343,110円	395,720円	405,682円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

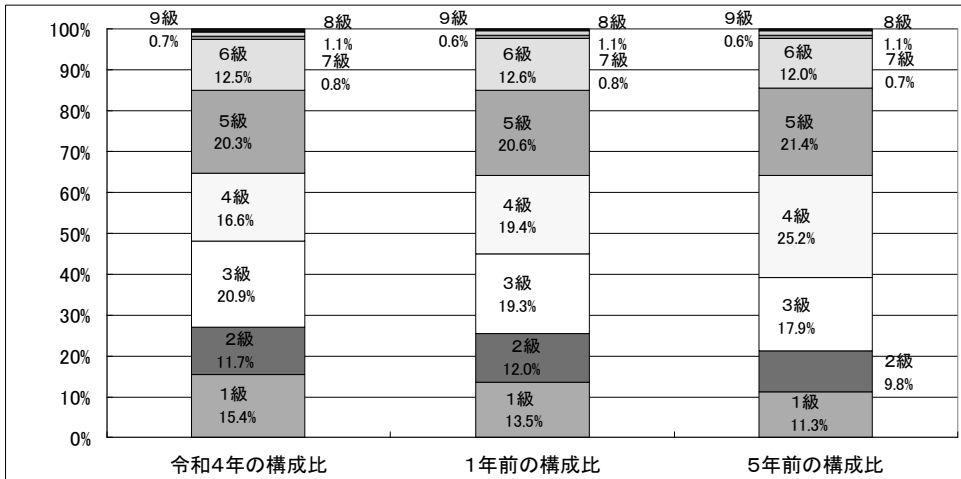
ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	566人	15.4%	146,918円	248,986円
2 級	主任主事、主任技師	430人	11.7%	196,594円	305,903円
3 級	主任	767人	20.9%	232,796円	351,960円
4 級	企画員	611人	16.6%	265,679円	383,133円
5 級	グループリーダー	748人	20.3%	291,322円	395,200円
6 級	課長	458人	12.5%	320,987円	412,497円
7 級	課長	31人	0.8%	364,932円	447,391円
8 級	次長	41人	1.1%	410,385円	471,224円
9 級	部長	24人	0.7%	460,967円	530,454円

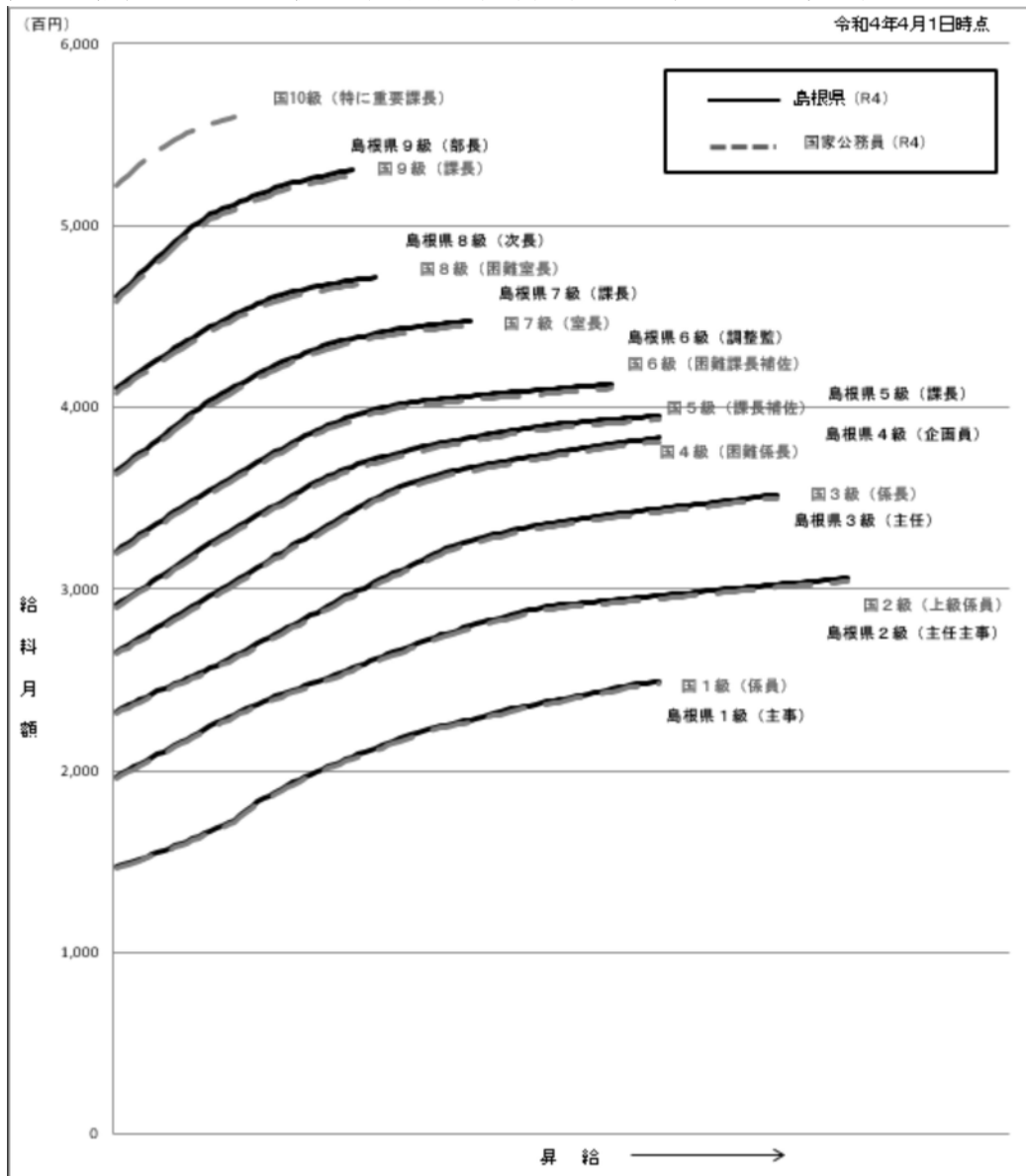
(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給

料表の級区分による職員数である。



イ 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況（島根県）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県				国	
1人当たり平均支給額（令和3年度）				—	
1,363千円					
（令和3年度支給割合）		（令和3年度支給割合）		（令和3年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.25月分	1.75月分	2.55月分	1.90月分	2.45月分	1.90月分
(1.15)月分	(0.95)月分	(1.45)月分	(0.90)月分		
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	10～25%	管理職加算	10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（島根県）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率	支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

島 根 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		

定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 3,419千円	定年前早期退職特例措置（2～45%加算） 21,608千円
---	----------------------------------

(注) 「1人当たり平均支給額」は、令和3年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度）		52,778千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）		764,899円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	27人	20%
大阪府大阪市	16%	10人	16%
愛知県名古屋市	15%	1人	15%
広島県広島市	10%	9人	10%
岡山県岡山市	3%	1人	3%
上記以外の市町村	0%	12,349人	0%
医師・歯科医師	16%	20人	16%
平均支給率		16.6%	16.6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		98.5 (98.5)	

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度）		544,447千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）		68,013円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		60.1%
手当の種類（手当数）		60
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		防疫作業等従事手当
		交通捜査取締手当
		死体取扱手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		防疫作業等従事手当
		警ら手当

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度）	2,750,798千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）	531千円
支給実績（令和2年度）	2,548,377千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	493千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）
扶養手当	配偶者 6,500円	同じ	—	千円	円

	子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。）。			1,425,025	252,306
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 751,463	円 274,658
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,117,874	円 111,121
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 293,407	円 438,575
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 65,437	円 1,148,013
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 930,888	円 664,920
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特設公署に勤務する職員に支給 支給額（特設公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	千円 173,273	円 473,422
特勤手当に準ずる手当	特設公署又は準特設公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	千円 81,402	円 210,887
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千円 282,146	円 375,194
へき地手当に準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2%～4%			千円 35,890	円 154,036
定時制通信教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 定時制（夜間） 1日 900円 通信制（日曜日） 1日 2,400円			千円 8,391	円 116,537

産 業 教 育 手 当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業等に従事する教育職員に支給(実績に基づき支給) 支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円 週休日等に行われる業務 1日 600円又は1,200円			千円 18,815	円 85,914
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に支給 最高支給限度額 8,000円			千円 437,726	円 66,941
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 219,345	円 83,306
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 66,790	円 66,591
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,200円～21,000円	同じ	—	千円 378,097	円 184,348
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 13,768	円 42,891
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千円 30,682	円 194,189
災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
武 力 攻 撃 災 害 等 派 遣 手 当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 緊 急 事 態 派 遣 手 当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし

(5) 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,116,000円 (1,240,000円)
	副 知 事	892,400円 (970,000円)
報 議	長	940,000円
	副 長	820,000円

酬	議	員	760,000円		
期 末 手 当	知	事	(令和3年度支給割合)		
	副	知	3.10月分		
手 当	議	長	(令和3年度支給割合)		
	副	議	3.10月分		
	議	員			
退 職 手 当	知	事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副	知	124万円×在職月数×0.494	2,940.29万円	任期毎
	備	考	97万円×在職月数×0.349	1,624.94万円	任期毎
			知事について10%、副知事については5%のカットを実施		

(注) 1 「給料」及び「報酬」の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人)(各年4月1日現在)

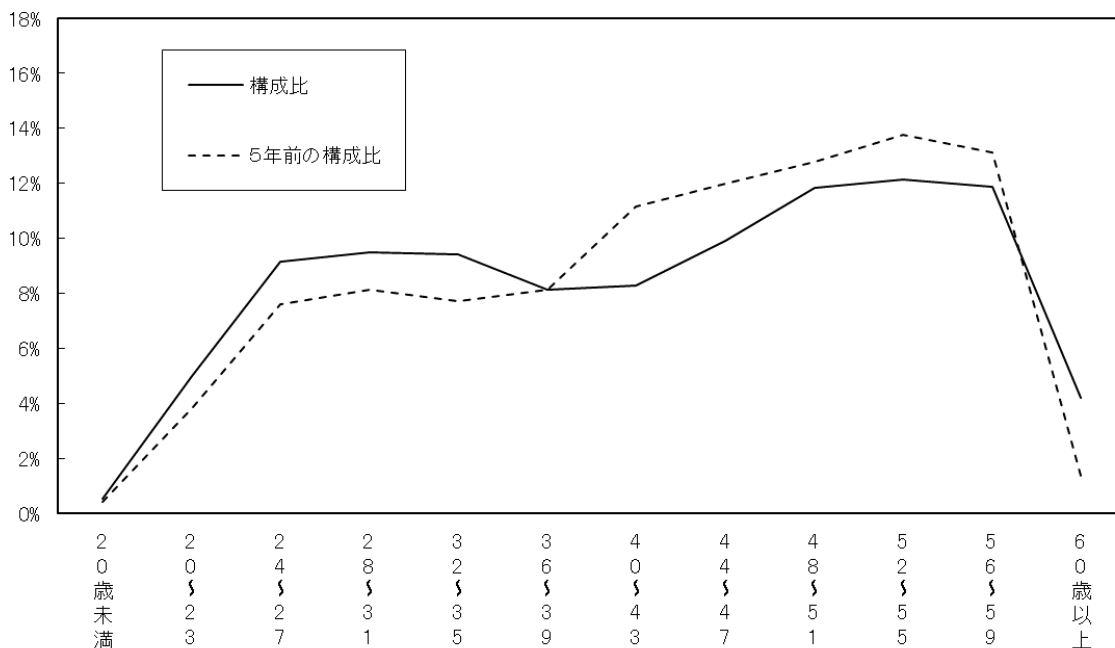
部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 4 年	令 和 3 年		
普 通 会 部 計 門	一 般 行 政 部	議 会	21	22	▲ 1	新型コロナウイルス体制強化による増
		総 務	550	543	7	
		税 務	106	106	0	
		民 生	252	249	3	
		衛 生	498	470	28	
		労 働	53	52	1	
		農林水産	890	896	▲ 6	
		商 工	185	187	▲ 2	
	土 木	795	782	13	災害対応による増	
		計	3,350	3,307	43	(参考：人口10万当たり職員数 502.75人)
	教育部門	7,506	7,528	▲ 22	生徒数減による取用定員の減	
	警察部門	1,813	1,820	▲ 7		
	小 計	12,669	12,655	14	(参考：人口10万当たり職員数1,901.31人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	1,172	1,151	21	看護師等の増	
	水 道	24	23	1		
	下 水道	19	20	▲ 1		
	その他	71	71	0		
	小 計	1,286	1,265	21		
合 計		13,955	13,920	35	(参考：人口10万当たり職員数2,094.30人)	
		[15,396]	[15,363]	[33]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

3 令和4年の職員数には臨時職員589人(教育部門)を含まない。

イ 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	74人	698人	1,277人	1,323人	1,312人	1,136人	1,157人	1,385人	1,654人	1,695人	1,659人	585人	13,955人

ウ 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	3,260	3,268	3,288	3,270	3,307	3,350	90 (2.8%)
教育	7,554	7,470	7,451	7,450	7,528	7,506	▲48 (▲0.6%)
警察	1,825	1,831	1,835	1,832	1,820	1,813	▲12 (▲0.7%)
消防							
普通会計計	12,639	12,569	12,574	12,552	12,655	12,669	30 (0.2%)
公営企業等会計計	1,194	1,232	1,283	1,266	1,265	1,286	92 (7.7%)
総合計	13,833	13,801	13,857	13,818	13,920	13,955	122 (0.9%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 令和4年には臨時職員589人（教育部門）を含まない。

(7) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(7) 総括

a 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

(イ) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和3 年度	千円 1,932,526	千円 18,645	千円 154,171	% 8.0	% 8.5

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3 年度	人 19	千円 71,519	千円 16,328	千円 24,771	千円 112,618	千円 5,927	千円 -

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、令和4年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	43.9歳	310,821円	455,723円
(参考) 一般行政職	42.3歳	323,714円	498,849円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（水道事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,304千円		1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,363千円	
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)	
期末手当 2.25月分 (1.15)月分	勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分	期末手当 2.25月分 (1.15)月分	勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和4年4月1日現在）

島根県（企業局職員）			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額		22,939千円	1人当たり平均支給額		3,419千円 21,608千円

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、令和元年度から令和3年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和3年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給総額（令和3年度）	513千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）	39,462円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	68.4%
手当の種類（手当数）	5
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度）	5,546千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）	326千円
支給実績（令和2年度）	5,322千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	313千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	—	千円 2,939	円 293,900
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 646	円 215,300
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 2,741	円 144,282
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～58,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 816	円 408,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職	給料表別・職務の級別・支給区分別		国：俸給の特	千円	円

手当	の定額 支給額 41,600円～130,300円		別調整額として支給	1,627	813,600
特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 921	円 92,105
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 579	円 96,578
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,200円～21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円～6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

(ウ) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に占める職員給与費比率
令和3 年度	千円 187,852	千円 19,297	千円 22,422	% 11.9	% 16.3

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3 年度	人 4	千円 11,867	千円 2,978	千円 4,083	千円 18,928	千円 4,732	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、令和4年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	33.3歳	265,604円	429,032円
(参考) 一般行政職	42.3歳	323,714円	498,849円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（工業用水道事業）		島 根 県	
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,021千円		1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,363千円	
（令和3年度支給割合） 期末手当 2.25月分 (1.15)月分 勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分		（令和3年度支給割合） 期末手当 2.25月分 (1.15)月分 勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和4年4月1日現在）

島根県（企業局職員）			島 根 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額		22,939千円	1人当たり平均支給額		3,419千円 21,608千円

（注）「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、令和元年度から令和3年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和3年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給総額（令和3年度）	490千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）	122,500円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	100.0%
手当の種類（手当数）	5
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度）	677千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）	169千円
支給実績（令和2年度）	947千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	237千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）

					年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない(行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。)	同じ	—	実績なし	実績なし
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 255	円 127,500
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 489	円 163,100
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円～70,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により8,000円～70,000円)。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額(特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 496	円 165,343
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 570	円 190,063
宿日直	支給額(勤務1回につき)	同じ	—	実績なし	実績なし

手当	2,200円～21,000円						
管理職 員特別 勤務手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし		

(イ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費 用に占める職員給 与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和3 年度	2,533,338	658,675	501,812	19.8	18.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費8,669千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和3 年度	61	238,387	57,520	86,919	382,826	6,276	—

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、令和4年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	43.2歳	333,841円	508,147円
(参考) 一般行政職	42.3歳	323,714円	498,849円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (電 気 事 業)		島 根 県	
1人当たり平均支給額（令和3年度）		1人当たり平均支給額（令和3年度）	
1,425千円		1,363千円	
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.25月分	1.75月分	2.25月分	1.75月分
(1.15)月分	(0.95)月分	(1.15)月分	(0.95)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和4年4月1日現在）

島 根 県 (企 業 局 職 員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分

最高限度額 47.709月分	47.709月分	最高限度額 47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	22,939千円	1人当たり平均支給額	3,419千円 21,608千円

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、令和元年度から令和3年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和3年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度)		659千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度)		659,136円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都(特別区)	20%	1人	20%

(d) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給総額(令和3年度)	1,240千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度)	30,244円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	67.2%
手当の種類(手当数)	5
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度)	16,266千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度)	332千円
支給実績(令和2年度)	16,450千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度)	323千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない(行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。)	同じ	—	千円 6,865	円 208,030
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 2,990	円 249,170
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分	千円	円

	定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額		及び距離の区分 が異なる。	7,524	167,191
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により5,000円～70,000円）。	千円 2,592	円 518,400
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 7,660	円 766,000
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,739	円 79,048
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,380	円 65,691
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 164	円 27,333

(イ) 宅地造成事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に占める職員給与費比率
----	----------	---------------	------------	---------------------------	------------------------------

令和3年度	千円 286,554	千円 338,566	千円 0	% 0	% 0
-------	---------------	---------------	---------	--------	--------

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費3,668千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 1	千円 2,396	千円 137	千円 510	千円 3,043	千円 3,043	千円 -

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、令和4年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宅地造成事業	一歳	一円	一円
(参考) 一般行政職	42.3歳	323,714円	498,849円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 対象者なし。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県(宅地造成事業)		島根県	
1人当たり平均支給額(令和3年度) 510千円		1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,363千円	
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)	
期末手当 2.25月分 (1.15)月分	勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分	期末手当 2.25月分 (1.15)月分	勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~20%		役職加算 5~20%	
管理職加算 15~25%		管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(令和4年4月1日現在)

島根県(企業局職員)			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額		22,939千円	1人当たり平均支給額		3,419千円 21,608千円

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、令和元年度から令和3年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和3年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給総額(令和3年度)	3千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度)	3,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	100.0%
手当の種類(手当数)	5

手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当
-------	--

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度）	134千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）	134千円
支給実績（令和2年度）	54千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	54千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	—	実績なし	実績なし
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	実績なし	実績なし
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により5,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手当の	同じ	—	実績なし	実績なし

	月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%~16%				
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%~6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
宿 日 直 手 当	支給額 (勤務1回につき) 2,200円~21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円~18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 2,000円~6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

イ 病院局

(7) 総括

a 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(i) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に占める職員給与費比率
令和3 年度	千円 22,431,716	千円 805,696	千円 9,962,663	% 44.4	% 43.8

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3 年度	人 1,056	千円 4,135,178	千円 2,715,513	千円 1,062,320	千円 7,913,011	千円 7,493	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、令和4年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	45.0歳	568,149円	1,381,638円
看 護 師	36.8歳	306,687円	463,231円
事務職員	35.1歳	263,251円	378,689円

(参考) 一般行政職	42.3歳	323,714円	498,849円
------------	-------	----------	----------

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（病院事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（令和3年度）		1人当たり平均支給額（令和3年度）	
1,213千円		1,363千円	
（令和3年度支給割合）		（令和3年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.25月分	1.75月分	2.25月分	1.75月分
(1.15)月分	(0.95)月分	(1.15)月分	(0.95)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和4年4月1日現在）

島根県（病院事業）			島根県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
1,364千円		19,746千円	3,419千円		21,608千円

(注) 「島根県（病院事業）」の「1人当たり平均支給額」は、令和3年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和3年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度）			155,763千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）			875,070円
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	16%	162人	0%
県内全市町村	0%	935人	0%

(d) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給総額（令和3年度）	329,131千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）	320,790円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	89.2%
手当の種類（手当数）	11
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度）	731,234千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）	691千円
支給実績（令和2年度）	633,780千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	601千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない(行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。)	同じ	—	千円 114,194	円 233,526
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 110,871	円 275,799
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ~78キロ以上 2,100円~42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 55,479	円 67,085
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円~70,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により8,000円~70,000円)。	千円 912	円 456,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円~414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 613,923	円 3,528,295
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円~146,400円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 43,426	円 886,237
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額(特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%~16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%~6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額	千円 29,762	円 87,025

			の算出方法が異なる。		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 83,780	円 115,878
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,200円～21,000円	同じ	—	千円 36,422	円 172,617
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 324	円 32,400

ウ 下水道推進課

(7) 下水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に占める職員給与費比率
令和3年度	千円 4,447,571	千円 174,713	千円 114,228	% 2.6	% 2.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費65,901千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 20	千円 81,978	千円 17,584	千円 40,146	千円 139,708	千円 6,985	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、令和4年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	46.6歳	351,383円	535,931円
(参考) 一般行政職	42.3歳	323,714円	498,849円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県(下水道事業)		島根県	
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,451千円		1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,363千円	
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)	
期末手当 2.25月分 (1.15)月分	勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分	期末手当 2.25月分 (1.15)月分	勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	

管理職加算 15～25%	管理職加算 15～25%
--------------	--------------

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和4年4月1日現在）

島 根 県（下水道事業）			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額		一千円	1人当たり平均支給額		
					3,419千円 21,608千円

(注) 「島根県（下水道事業）」の「1人当たり平均支給額」は、対象人数が3人のため、個人情報保護の観点から「-」としている。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和3年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給総額（令和3年度）	23千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）	3,286円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	31.8%
手当の種類（手当数）	3
手当の名称	特殊現場作業従事手当 特殊環境施設業務従事手当 防疫作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度）	8,008千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度）	449千円
支給実績（令和2年度）	11,635千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	646千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない(行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。)	同じ	-	千円 3,408	円 309,818
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円	同じ	-	千円 1,290	円 322,500

	家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分 及び距離の区分 が異なる。	千円 1,902	円 126,800
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる （国：距離により8,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～146,400円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 1,397	円 698,400
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 152	円 15,175
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,200円～21,000円	同じ	—	千円 4	円 4,400
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 6	円 6,000

(8) 退職者（管理職）の再就職状況

令和3年度末退職者（管理職）の再就職の状況

		左のうち再就職した者	
		島根県に再就職した者	島根県以外に再就職した者

区分	退職者数	合計	再任用職員	会計年度任用職員	臨時的任用職員	民間企業等	国・他の地方公共団体	公共的団体等
一般職員	90	67	29	0	0	30	0	8
教育職員	13	12	6	5	0	1	0	0
警察職員	8	8	0	0	0	7	0	1
計	111	87	35	5	0	38	0	9

- (注) 1 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあった職員
- 2 「島根県以外に再就職した者」は、令和4年5月31日時点で民間企業等、国・他の地方公共団体及び公共的団体等に再就職したとして届出があった者
- 3 「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4又は第28条の5の規定により再度任用された者
- 4 「会計年度任用職員」とは、地方公務員法第22条の2の規定により任用された者
- 5 「臨時的任用職員」とは、地方公務員法第22条の3の規定により任用された者
- 6 「国・他の地方公共団体」へ再就職した者には、国又は他の地方公共団体との人事交流のため退職し、再就職した者は除く。
- 7 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び国・他の地方公共団体以外の団体
- 8 「一般職員」とは、教育職員及び警察職員を除く職員

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間

ア 職員の勤務時間（標準）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	

(参考) 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)、職員の勤務時間に関する規則(平成元年島根県人事委員会規則第5号)、職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第5号)及び職員の勤務時間に関する規程(平成4年島根県教育委員会訓令第5号)(知事部局等、教育委員会、警察本部)

イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1年(※暦年)につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めるときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めるときは、結核性疾患1年、人事委員会規則で定める特定の疾患180日、その他の疾患90日の期間は有給休暇
夏季休暇	6月から10月までの間に4日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 → 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 → 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7日以内 妻の出産：3日以内 忌引：配偶者10日以内、父母7日以内(血族)等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々1日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、介護を要する一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
介護時間	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得可能
特別休暇	特別休暇は、風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後3年に達しない子を育てる場合(育児時間)等、特定の事由がある場合に限り与える

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)、職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第4号)、島根県企業局職員就業規程(昭和48年公営企業管理規程第2号)、島根県病院局職員就業規程(平成19年島根県病院局管理規程第8号)、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和31年島根県人事委員会規則第11号)

ウ 特別休暇の種類(主なもの)

種 類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5日以内
育児時間	満1歳まで1日120分以内、満1歳～3歳まで60分以内(30分を単位として2回に分けて取得可)
男性職員の育児参加のための休暇	5日以内
子の看護のための休暇	5日以内(中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は10日以内)
短期の介護休暇	5日以内(要介護者が2人以上の場合は、10日以内)
妊娠障害(つわり)	10日以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ア 分限処分者数

知事部局等

処分事由	処分の種類						失職
	降任	免職	休職	降給	合計		
勤務実績がよくない場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0		
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号) (地公法第28条第2項第1号)	0	0	98	0	98		
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
合計	0	0	98	0	98		
地公法第28条第4項による失職						0	

教育委員会

処分事由	処分の種類						失職
	降任	免職	休職	降給	合計		
勤務実績がよくない場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0		
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号) (地公法第28条第2項第1号)	0	1	116	0	117		
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0		
その他	0	0	1	0	1		
合計	0	1	117	0	118		
地公法第28条第4項による失職						0	

警察本部

処分事由	処分の種類						失職
	降任	免職	休職	降給	合計		
勤務実績がよくない場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0		
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号) (地公法第28条第2項第1号)	0	0	16	0	16		
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
合計	0	0	16	0	16		
地公法第28条第4項による失職						0	

イ 懲戒処分者数
知事部局等

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	2	0	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	0	2	0	0	2

教育委員会

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	2	0	1	3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	0	2	0	1	3

警察本部

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	1	0	0	1
合 計	0	1	0	0	1

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数 a (日)	総取得日数 b (日)	全対象職員数 c (人)	平均取得日数 b/c (日)	消化率 b/a (%)
知事部局等	161,947	48,517	4,256	11.4	30.0
教育委員会	110,496	33,989	2,882	11.8	30.8
警 察 本 部	66,580	26,120	1,697	15.3	39.2
合 計	339,023	108,626	8,835	12.3	32.0

(注) 対象期間：暦年（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

イ 育児休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
知事部局等	男性職員	43	0	1
	女性職員	117	40	16
		117	49	13
教育委員会	男性職員	10	1	0
	女性職員	142	5	4
		157	2	3
警察本部	男性職員	18	0	0
	女性職員	13	1	0
		17	0	0
計		343	47	21
		293	51	16

(注) 上段には令和3年度に新たに取得した者、下段には令和2年度から令和3年度にかけて引き続けている者の数。

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ウ 介護休暇の取得状況

		介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
			全日型 中心	時間型 中心
知事部局等	男性職員	0	0	0
	女性職員	3	3	0
教育委員会	男性職員	2	2	0
	女性職員	5	5	0
警察本部	男性職員	0	0	0
	女性職員	0	0	0
計		10	10	0

		介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
知事部局等	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	1	1	1	0	0	0
教育委員会	男性職員	0	0	0	1	0	1
	女性職員	1	0	0	1	0	3
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
計		2	1	1	2	0	4

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業 取得者数	修学部分休業 取得者数
知事部局等	男性職員	0	0
	女性職員	1	0
教育委員会	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
警察本部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
計		1	0

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

(4) 職員の研修及び人事評価の状況

ア 研修の状況

一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	9	30	401	市町村職員含む。
採用2年目	3	6	98	
一般職員第Ⅰ課程	9	18	316	市町村職員含む。R2 延期分含む。
一般職員第Ⅱ課程	6	12	187	市町村職員含む。
中堅職員	4	8	154	市町村職員含む。
管理監督者第Ⅰ課程（旧新任係長）	3	6	153	市町村職員対象
新任企画員	2	4	64	
新任GL	8	12	109	
管理監督者第Ⅱ課程（旧新任課長補佐）	4	8	110	市町村職員対象
新任課長	5	9	179	市町村職員含む。
選択研修	26	26	777	全15講座30開催（内4開催を中止）市町村職員含む。 ※日数及び回数には、オンラインを含まない。

教育職員（教育センター）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	53	72	1,369	教諭、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭、学校事務職員、実習教員
経験者	39	56	1,307	6年目研修、11年目研修
管理職	14	33	1,240	校長（新任、2年目） 教頭・副校長（新任、2・3年目）
職務	29	73	2,169	特別支援教育専任教員研修、教務主任研修等
テーマ研修	28	76	2,094	キャリア教育研修、体育科実技研修等
能力開発	44	59	1,144	教科等、生徒指導等、情報教育
出前講座	123	123	2,596	教育課題、教科等、情報教育、教育相談、特別支援教育等

(注) 対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園

警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	2	477	51	短期課程（6月）、長期課程（10月）
一般職員初任科	1	26	10	一般職員対象
初任補修科	2	142	46	短期課程（2月）、長期課程（3月）
警部補・巡査部長任用科	1	12	3	巡査部長1回
部門別任用科	4	74	49	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	25	143	220	交通事故事件捜査、被害者支援等

イ 人事評価の状況

区 分	項 目	評定回数	評定時期	評定対象者数
知事部局等	人事評価（病院局医療職等を除く）	2	3年9月、4年3月	3,608人
	人事評価（病院局医療職等）	1	4年9月	1,093人
教育委員会	人事評価（事務局等職員）	2	3年9月、4年3月	628人
	勤務評価（県立学校教育職員）	1	4年2月	2,017人
	勤務評価（市町村立学校教職員）	1	4年2月	4,419人
警 察	人事評価	2	3年9月、4年3月	1,728人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況 区 分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数	選任者数	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数
知事部局等	6	6	7	7	21	20	27	51	51
教育委員会	0	0	0	0	36	36	39	27	27
警察本部	0	0	0	0	8	8	12	5	5

選任状況 区 分	産 業 医				委 員 会				
	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生委員会として設置している事業場数
				設置すべき 事業場数	うち設置 事業場数	設置すべき 事業場数	うち選任 事業場数		
知事部局等	21	21	21	17	21	21	7	7	7
教育委員会	36	35	35	35	36	36	0	0	0
警察本部	8	8	8	9	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費
知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行った。	12,195
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	6,967
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施した。	200
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるようにストレスチェック制度、職員相談、専門相談、研修等を実施した。	11,375
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。また、健康管理システムを運用し、職員の健康管理を図った。	49,901
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規程に基づき職員に被服(作業	5,661

	衣、白衣等)を貸与した。	
合 計		86,299

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行った。	2,531
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるようストレスチェックの実施、専門相談や研修会等を実施した。	7,625
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施した。	45,610
合 計		55,766

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、衛生管理者・産業医の配置等を行った。	6,063
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように、健康相談・健康教育等を実施した。	489
メンタルヘルス対策事業	職員が心の健康についての理解を深め、精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、研修、ストレスチェック制度、職場復帰支援制度等を実施した。	121
生活支援事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプランセミナーを実施した。	1,034
健康診断事業	職員が健康に働くことができるように疾病予防や早期発見・早期治療を目的とし、各種法定健康診断等を実施した。	25,090
合 計		32,797

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
雇入時健康診断	276	276	297	297	61	61
定期健康診断	2,200	2,200	2,721	2,691	1,200	1,200
人間ドック	2,118	2,118	1,218	1,218	553	553

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和3年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

- オ 不利益処分に関する不服申立の状況
令和3年度中において人事委員会から是正の指示はなかった。

3 人事委員会の報告について

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験

(ア) 採用試験

a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政B（自己アピール型）	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者若しくは平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者	3月1日から3月25日まで	4月18日	5月22日～25日	基礎能力試験 択一式 70分 (SPI3（基礎能力検査のみ）) 自己アピール論文試験	人物試験 自己PR型面接 個別面接 集団討論 適性検査
	行政A・化学・心理・児童福祉・保健師・食品衛生・管理栄養士・農業・畜産・林業・水産・総合土木・建築・機械・電気・警察事務・少年補導・警察建築・情報処理	[行政・総合土木] 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者若しくは平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者 [行政・総合土木を除く試験区分] 平成元年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者若しくは平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者	4月23日から5月21日まで	6月20日	7月24日から7月30日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 択一式及び記述式 120分 (情報処理) 五肢択一式 55問から20問 自由選択90分 (警察事務)	人物試験 個別面接 集団討論 (行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築、警察建築のみ)
	心理・児童福祉・農業・畜産・林業・総合土木・建築・機械・電気	若しくは平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者	8月31日から10月1日まで	10月23日から10月24日まで	—	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (畜産) 五肢択一式 30問120分 (農業・林業・建築・機械) 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査 実技試験 (建築のみ)	—

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
	心理・児童福祉・農業・畜産・林業・総合土木・機械・電気		11月26日から12月17日まで	1月8日から1月9日まで	—	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (畜産) 五肢択一式 30問120分 (農業・林業・機械) 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査	—
高校卒業程度試験	総合土木・建築	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者(ただし、学校教育法による高等学校在学中の者を除く)	4月23日から5月21日まで	6月20日	7月25日から7月30日まで	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 35問105分 (総合土木) 五肢択一式 30問90分 (建築)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	一般事務・総合土木・建築・学校事務A,B(出雲)・学校事務A,B(石見)・警察事務・情報処理	[学校事務A] 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 [学校事務Aを除く試験区分] 平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者	7月28日から8月27日まで	9月26日	10月26日から10月28日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木・建築)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許職試験	臨床検査技師	平成5年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者(取得見込み含む)	4月23日から5月21日まで	6月20日	7月25日から7月30日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	司書	平成4年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有する者(取得見込み含む)	7月28日から8月27日まで	9月26日	10月26日から10月28日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
経験者採用試験	行政	昭和45年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者	8月4日から9月17日まで	10月17日	11月27日から11月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 自己アピール論文試験	人物試験 自己PR型面接 個別面接 適性検査
警察官 (大学卒・第1回)試験	10月採用男性・10月採用女性	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(9月30日までの卒業見込者含む)	3月8日から4月16日まで	5月9日	6月13日から6月15日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 特技加算	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査① 身体検査② 体力検査
	4月採用男性・4月採用女性・武道	[男性・女性] 昭和63年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) [武道] 次のア及びイに該当する者 ア 平成7年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者	同上	同上	同上	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 特技加算 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査① 身体検査② 体力検査
警察官 (大学卒・第2回)試験	男性・女性	[男性・女性] 昭和63年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む)	5月17日から6月16日まで	7月11日	8月25日から8月27日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 特技加算	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (高校卒業程度) 試験	男性・女性 ・武道	[男性・女性] 昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 (ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) [武道] 次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた男性(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者(柔道は、令和4年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上)	7月28日から 8月27日まで	9月19日	11月1日から 11月3日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				計	受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				計	第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R4.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他			
大学卒業程度試験	行政 A	47	男	109	78			3	81	74.3%	73			3	76	71	29			29	35.8%	2.8	24
			女	45	33	1			34	75.6%	32				32	32	24			24	70.6%	1.4	21
			計	154	111	1		3	115	74.7%	105			3	108	103	53			53	46.1%	2.2	45
	行政 B (自己アピール型)	20	男	102	73	1	1	1	76	66.7%	26		1		27	23	9			9	13.2%	7.6	7
			女	57	51	1	1		53	87.7%	23	1			24	21	13	1		14	28.0%	3.6	12
			計	159	123	2	2	1	129	74.2%	49	1	1		51	44	22	1		23	19.5%	5.1	19
	化学	2	男	8	4				4	50.0%	2				2	1				0	0.0%		0
			女	4	3				3	75.0%	3				3	3	2			2	66.7%	1.5	2
			計	12	7				7	58.3%	5				5	4	2			2	28.6%	3.5	2
	心理	3	男	1					0	0.0%					0								0
			女	3	2				2	66.7%	1				1	1	1			1	50.0%	2.0	1
			計	4	2				2	50.0%	1				1	1	1			1	50.0%	2.0	1
	児童福祉	4	男	2	2				2	100.0%													
			女	2	1				1	50.0%													
			計	4	3				3	75.0%					0					-		-	
	保健師	8	男	2	2				2	100.0%	2				2	2	1			1	50.0%	2.0	1
			女	9	9				9	100.0%	8				8	8	7			7	77.8%	1.3	7
			計	11	11				11	100.0%	10				10	10	8			8	72.7%	1.4	8
	食品衛生	1	男	0					0						0								0
女			3	2				2	66.7%	2				2	2	1			1	50.0%	2.0	1	
計			3	2				2	66.7%	2				2	2	1			1	50.0%	2.0	1	
管理栄養士	2	男	2					0	0.0%					0								0	
		女	14	12	2			14	100.0%	6				6	6	2			2	14.3%	7.0	2	
		計	16	12	2			14	87.5%	6				6	6	2			2	14.3%	7.0	2	
農業	11	男	12	8		1		9	75.0%	6				6	6	5			5	55.6%	1.8	4	
		女	4	2				2	50.0%	2				2	1	1			1	50.0%	2.0	1	
		計	16	10		1		11	68.8%	8				8	7	6			6	54.5%	1.8	5	
畜産	3	男	1				1	1	100.0%				1	1	1				0	0.0%		0	
		女	3	1				1	33.3%	1				1	1	1			1	100.0%	1.0	1	
		計	4	1			1	2	50.0%	1			1	2	2	1			1	50.0%	2.0	1	
林業	8	男	10	5				5	50.0%	2				2	2	2			2	40.0%	2.5	2	
		女	0																			0	
		計	10	5				5	50.0%	2				2	2	2			2	40.0%	2.5	2	
水産	1	男	2	1			1	2	100.0%	1		1		2	2			1	1	50.0%	2.0	1	
		女	0																			0	
		計	2	1			1	2	100.0%	1		1		2	2			1	1	50.0%	2.0	1	

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)					第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)					最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R4.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒	その他			
大学卒業程度試験	総合土木	19	男女計	16	12		1	2	15	93.8%	11			1	12	12	10		1	11	73.3%	1.4	10
			男女計	2	1			1	50.0%	1				1	1	1	1	100.0%	1.0	0			
			男女計	18	13		1	2	16	88.9%	12			1	13	13	11	1	12	75.0%	1.3	10	
	建築	1	男女計	4	2			2	50.0%	2				2	2	1		1	50.0%	2.0	1		
			男女計	0	2			2	50.0%	2				2	2	1		1	50.0%	2.0	1		
	機械	1	男女計	2	2			2	100.0%	2				2	0								
			男女計	0	2			2	100.0%	2				2	0								
	電気	1	男女計	5	3			3	60.0%	3				3	2	1		1	33.3%	3.0	1		
			男女計	0	3			3	60.0%	3				2	1		1	33.3%	3.0	1			
	警察事務	7	男女計	16	9			9	56.3%	7				7	6	2		2	22.2%	4.5	2		
			男女計	10	6	1	1	8	80.0%	5	1	1		7	7	4	1	5	62.5%	1.6	5		
			男女計	26	15	1	1	17	65.4%	12	1	1		14	13	6	1	7	41.2%	2.4	7		
	少年補導	6	男女計	6	5			5	83.3%	2				2	2			0	0.0%		0		
			男女計	11	8	1		9	81.8%	4				4	3	3	3	33.3%	3.0	3			
	警察建築	1	男女計	1				1	100.0%					0								0	
			男女計	3	2			2	66.7%	2				2	1	1	1	50.0%	2.0	1			
			男女計	4	2		1	3	75.0%	2				2	1	1	1	33.3%	3.0	1			
	情報処理	1	男女計	7	5			5	71.4%	4				4	3	2		2	40.0%	2.5	1		
			男女計	0	5			5	71.4%	4				4	3	2		2	40.0%	2.5	1		
	心理 (10月実施)	2	男女計	4	3		1	4	100.0%	第2次試験なし					1		1	25.0%	4.0	1			
男女計			4	4			4	100.0%	第2次試験なし					2		2	50.0%	2.0	1				
男女計			8	7		1	8	100.0%	第2次試験なし					3		3	37.5%	2.7	2				
児童福祉 (10月実施)	4	男女計	3	2			2	66.7%	第2次試験なし					1		1	50.0%	2.0	1				
		男女計	0	2			2	66.7%	第2次試験なし					1		1	50.0%	2.0	1				
農業 (10月実施)	5	男女計	5	4			4	80.0%	第2次試験なし					4		4	100.0%	1.0	4				
		男女計	0	4			4	80.0%	第2次試験なし					4		4	100.0%	1.0	4				
畜産 (10月実施)	2	男女計	1			1	100.0%	第2次試験なし							0	0.0%		0					
		男女計	1	1			1	100.0%	第2次試験なし							0	0.0%		0				
林業 (10月実施)	5	男女計	13	11			11	84.6%	第2次試験なし					5		5	45.5%	2.2	4				
		男女計	2	11			11	73.3%	第2次試験なし					5		5	45.5%	2.2	4				

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)					受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)					第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)					最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R4.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計			
大学 卒業 程度 試験	総合土木 (10月実施)	7	男女 計	4	2			1	3	75.0%	第2次試験なし					1		1	2	66.7%	1.5	2		
				1				1	1	100.0%										0			0.0%	0
				5	2			2	4	80.0%										1			50.0%	2
	建 築 (10月実施)	1	男女 計	1	1				1	100.0%	第2次試験なし								0	0.0%		0		
				0				1	1	100.0%													0	0.0%
	機 械 (10月実施)	1	男女 計	2	1				1	50.0%	第2次試験なし								0	0.0%		0		
				0				1	1	50.0%													0	0.0%
	電 気 (10月実施)	1	男女 計	1	1				1	100.0%	第2次試験なし					1		1	100.0%	1.0	1			
				0				1	1	100.0%												1	100.0%	1
	心 理 (1月実施)	1	男女 計	0							第2次試験なし								1	33.3%	3.0	1		
				3	3			3	3	100.0%													1	33.3%
	児 童 福 祉 (1月実施)	3	男女 計	1	1				1	100.0%	第2次試験なし					1		1	100.0%	1.0	0			
				0				1	1	100.0%												1	100.0%	1.0
	農 業 (1月実施)	3	男女 計	5	2			1	3	60.0%	第2次試験なし					2		2	66.7%	1.5	1			
				0				1	3	60.0%												2	66.7%	1.5
	畜 産 (1月実施)	2	男女 計	0							第2次試験なし								1	100.0%	1.0	1		
1				1			1	1	100.0%	1													100.0%	1.0
林 業 (1月実施)	3	男女 計	6	5				5	83.3%	第2次試験なし					2		2	40.0%	2.5	2				
			0				5	83.3%	2												40.0%	2.5	2	
総合土木 (1月実施)	5	男女 計	0							第2次試験なし					1		1	2	100.0%	1.0	2			
			2	1			1	2	100.0%													1	100.0%	1.0
機 械 (1月実施)	1	男女 計	1	1				1	100.0%	第2次試験なし								0	0.0%	0				
			0				1	1	100.0%												0	0.0%	0	
電 気 (1月実施)	1	男女 計	0							第2次試験なし								0	0.0%	0				
			0				0	0	0.0%												0	0.0%	0	
合 計	194	男女 計	355	245	1	3	13	262	73.8%	143	0	1	6	150	135	80	0	0	3	83	31.7%	3.2	70	
			184	143	6	2	2	153	83.2%	90	2	1	0	93	87	66	1	1	1	69	45.1%	2.2	62	
			539	388	7	5	15	415	77.0%	233	2	2	6	243	222	146	1	1	4	152	36.6%	2.7	132	

行政B（自己アピール型）を除く試験区分・・・第1次試験：6月20日 第2次試験：7月24日～30日
10月実施試験：10月23日～24日（2次試験なし）
1月実施試験：1月8日～9日（2次試験なし）
行政B（自己アピール型）・・・第1次試験：4月18日 第2次試験：5月22日～25日

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)					受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)					第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)					最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R4.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計			
高 校 卒 業 程 度 試 験	総合土木 (6月実施)	7	男女計	5			1	4	5	100.0%			1	4	5	5		1	3	4	80.0%	1.3	3	
				0																				
	建築 (6月実施)	1	男女計	1				1	1	100.0%				1	1	1				1	1	100.0%	1.0	1
				1				1	1	100.0%				1	1	1				1	1	100.0%	1.0	1
	一般事務	14	男女計	34			13	17	30	88.2%			10	15	25	23			3	6	9	30.0%	3.3	7
				15		2	5	4	11	73.3%		2	5	3	10	10		2	3	3	8	72.7%	1.4	7
	総合土木	7	男女計	16	1		15		16	100.0%	1		13		14	14			13		13	81.3%	1.2	8
				5			5		5	100.0%			3		3	3			3		3	60.0%	1.7	0
	建築	1	男女計	1			1		1	100.0%			1		1	1			1		1	100.0%	1.0	1
				1			1		1	100.0%			1		1	1			1		1	100.0%	1.0	1
	学校事務A (出雲地区)	1	男女計	11	6	1	3	1	11	100.0%	4			1	5	3	1				1	9.1%	11.0	1
				19	10	2	2		14	73.7%	1				1	1					0	0.0%		
	学校事務A (石見地区)	2	男女計	4			1	1	2	50.0%				1	1	1					0	0.0%		
				9	3		2	1	6	66.7%	3		1	1	5	5	2				2	33.3%	3.0	2
学校事務B (出雲地区)	1	男女計	5	1		2	2	5	100.0%				2	2	1					0	0.0%			
			5		1	3	1	5	100.0%			2	1	3	3			1	1	2	40.0%	2.5	1	
学校事務B (石見地区)	2	男女計	3			3		3	100.0%			3		3	3					1	33.3%	3.0	1	
			4		1	3		4	100.0%			3		3	2			1	1	2	25.0%	4.0	1	
警察事務	2	男女計	4			3	1	4	100.0%			3		3	2					1	25.0%	4.0	1	
			10		2	6	2	10	100.0%		2	5	2	9	9		1	4	5	50.0%	2.0	4		
情報処理	1	男女計	0																					
			0																					
合計	39	男女計	83	8	1	42	26	77	92.8%	5	0	31	23	59	53	1	0	20	9	30	39.0%	2.6	21	
			69	13	8	27	9	57	82.6%	4	4	20	8	36	35	2	3	13	5	23	40.4%	2.5	17	
			152	21	9	69	35	134	88.2%	9	4	51	31	95	88	3	3	33	14	53	39.6%	2.5	38	

6月実施試験 第1次試験：6月20日 第2次試験：7月25日～30日
9月実施試験 第1次試験：9月26日 第2次試験：10月26日～28日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				計	受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				計	第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				計	最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R4.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他				
資格	臨床検査技師	1	男	3	3				3	100.0%	3				3	3	2				2	66.7%	1.5	2
			女	1					0	0.0%						0						0		
			計	4	3				3	75.0%	3				3	3	2				2	66.7%	1.5	2
免許	司書	1	男	3	1				1	33.3%	1				1	1					0	0.0%		0
			女	5	2	2			4	80.0%	2	1			3	3	1				1	25.0%	4.0	1
			計	8	3	2			5	62.5%	3	1			4	4	1			1	20.0%	5.0	1	
許職	合計	2	男	6	4	0	0	0	4	66.7%	4	0	0	0	4	4	2	0	0	0	2	50.0%	2.0	2
			女	6	2	2	0	0	4	66.7%	2	1	0	0	3	3	1	0	0	0	1	25.0%	4.0	1
			計	12	6	2	0	0	8	66.7%	6	1	0	0	7	7	3	0	0	3	37.5%	2.7	3	

臨床検査技師・・・第1次試験：6月20日 第2次試験 7月25日～30日

司書・・・第1次試験：9月26日 第2次試験 10月26日～28日

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)					受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)					第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)					最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R4.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計			
経 験 者	行 政	14	男 女 計	103 30 133	56 18 74	2 2 4	3 1 4	7 1 8	68 22 90	66.0% 73.3% 67.7%	23 10 33	1 1 2	1 1 1	2 11 2	27 11 38	24 10 34	8 8 16			1 8 1	9 8 17	13.2% 36.4% 18.9%	7.6 2.8 5.3	9 8 17
	合 計	14	男 女 計	103 30 133	56 18 74	2 2 4	3 1 4	7 1 8	68 22 90	66.0% 73.3% 67.7%	23 10 33	1 1 2	1 0 1	2 0 2	27 11 38	24 10 34	8 8 16	0 0 0	0 0 0	1 8 1	9 8 17	13.2% 36.4% 18.9%	7.6 2.8 5.3	9 8 17

第1次試験：10月17日 第2次試験：11月27日～29日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R4.5.1現在				
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他	計	
警察官	大学卒第1回(武道)	1	男女計	1	1			1	100.0%	1			1	1				0	0.0%		0				
	大学卒第1回(10月採用)	10	男女計	15	9			9	60.0%	8			8	8	3			3	33.3%	3.0	2				
	大学卒第1回(10月採用)	2	男女計	0	2	2		2	100.0%	1			1	1	1			1	50.0%	2.0	1				
	大学卒第1回(4月採用)	25	男女計	87	58			58	66.7%	51			51	46	20			20	34.5%	2.9	12				
	大学卒第1回(4月採用)	7	男女計	0	12	10		10	83.3%	7			7	7	4			4	40.0%	2.5	3				
	大学卒第2回	10	男女計	82	46			46	56.1%	41			41	29	12			12	26.1%	3.8	5				
	大学卒第2回	3	男女計	0	23	12		12	52.2%	10			10	7	5			5	41.7%	2.4	4				
	高校卒業程度(武道)	1	男女計	3	0		2	1	3	100.0%			2	2				0	0.0%		0				
	高校卒業程度(男性)	22	男女計	63	0	2	37	13	52	82.5%		2	31	10	43		1	13	3	17	32.7%	3.1	16		
	高校卒業程度(女性)	7	男女計	0	25		5	14	4	23	92.0%		4	12	2	18		3	5	1	9	39.1%	2.6	9	
	合計	88	男女計	251	114	2	39	14	169	67.3%	101	2	33	10	146	126	35	1	13	3	52	30.8%	3.3	35	
					62	24	5	14	4	47	75.8%	18	4	12	2	36	32	10	3	5	1	19	40.4%	2.5	17
					313	138	7	53	18	216	69.0%	119	6	45	12	182	158	45	4	18	4	71	32.9%	3.0	52

大学卒(第1回)・・・第1次試験：5月9日 第2次試験：6月13日～15日

大学卒(第2回)・・・第1次試験：7月11日 第2次試験：8月25日～27日

高校卒業程度・・・第1次試験：9月19日 第2次試験11月1日～3日

イ 選考

(7) 採用選考

a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計
		知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等	
職 員 の 任 用 に 関 す る 規 則	第14条第1号・2号・8号 (行政職3級以上・公安職4級以上)	17 (6) ^人	— ^人	— ^人	14 (14) ^人	— ^人	31 (20) ^人
	第14条第3号 (海事職)	—	—	1	—	—	1
	第14条第4号 (研究職の2級以上)	2	—	—	—	—	2
	第14条第5号～7号、9～11号 (医療職)	8	80	—	—	—	88
第14条第3号 (他の地方公共団体又は国の在職者)	2 (2)	—	—	2 (2)	—	4 (4)	
第14条第4号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—	
第14条第5号・9号 (競争試験を行うことが不適当な職)	9	—	—	—	—	9	
第14条第8号 (任命権者に委任)	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条		12	—	—	1	—	13
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条		—	—	—	—	—	—
合 計		50 (8)	80	1	17 (16)	—	148 (24)

(注) () 内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

職 種		部 局					計
		知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	
行 政 職	部・次長級	1					1
	課長級	2			1		3
	グループリーダー	1					1
	企画員						
	主任・主任主事・主任技師 ・主事・技師級	24					24
	計	28			1		29
公 安 職	警 視				3		3
	警部・警部補級				10		10
	巡査部長				2		2
	巡 査						
	計				15		15
海 事 職			1			1	
研 究 職	学 芸 員	1					1
	研 究 員	1					1
医 療 職 (一)	医 師	8					8
医 療 職 (二)			19				19
医 療 職 (三)			61				61
任 期 付 職 員		12			1		13
合 計		50	80	1	17		148

c 公開選考試験実施結果 (a 及び b の一部)

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)					第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R4.5.1現在	備考	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒					その他
選考試験	獣医師	5	男女計	1				0	0.0%	第2次試験なし											0	6/27実施		
				1				0	0.0%												0			
				2				0	0.0%												0			
	薬剤師	1	男女計	1	1			1	100.0%	第2次試験なし					1	1	100.0%	1.0		0	6/27実施			
				2	1			1	50.0%											1				
	職業訓練指導員 (機械科)	1	男女計	4	1			2	3	0.8%	第2次試験なし											1	11/6実施	
				4	1			2	3	0.8%												1		
	職業訓練指導員 (美容科)	1	男女計	0							第2次試験なし											0	1/15実施	
				1				1	1	100.0%												1		
	島根創生推進枠 (行政)	8	男女計	91	50	2	8	7	67	72.5%	22		2	1	25	23	7			7	10.6%	9.4	6	1次: 10/17 2次: 11/13~15
				37	16	9	6	1	32	83.8%	6	1			7	6	3	3	9.7%	10.3	3			
	障がい者対象一般事務 (身体障がい者)	2	男女計	2	2				2	100.0%	2				2	2			0			0	2次: 11/29	
				4	3		1	4	4	100.0%	3		1		4	4	2	2	50.0%	2.0	2	1次: 10/31		
	障がい者対象一般事務 (知的障がい者)	1	男女計	2			2		2	100.0%			1		1	1			0			0	2次: 11/29	
5						3	2	5	100.0%			3		3			1	1	20.0%	5.0	1	1次: 10/31		
障がい者対象一般事務 (精神障がい者)	2	男女計	11	2	1	3	4	10	90.9%	2		3	4	9	9			0			0	2次: 11/29		
			7	4		1	1	6	85.7%	2			1	3	3	1	1	2	33.3%	3.0	2		1次: 10/31	
障がい者対象学校事務	1	男女計	2	1				1	50.0%	1				1	1			0			0	2次: 11/29		
			0																		0		1次: 10/31	
学芸員 (日本画)	1	男女計	3	3				3	100.0%	2				2	2	1		1	33.3%	3.0	1	2次: 7/27		
			8	6				6	75.0%	2				2	2	0					0		1次: 6/20	
鳥獣対策	1	男女計	8	5			2	7	87.5%	2			1	3	2			1	14.3%	7.0	1	2次: 11/21		
			3	1				1	33.3%	1				1	1	0				0	1次: 10/17			
水産練習船乗組員 (航海)	1	男女計	2			2		2	100.0%	第2次試験なし											1	9/26実施		
			0																					
				2			2		100.0%														1	

試験 種類	試験区分	採用予定 人 員	性 別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R4.5.1現在	備考		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒					高校卒	その他
選 考 試 験	U・Iターン型 経 験 者 業 農	2	男 女 計	0 0 0						第2次試験なし											0 0 0	11/23実施		
	U・Iターン型 経 験 者 業 総 合 土 木	1	男 女 計	3 0 3			2	2	66.7%	第2次試験なし						1	1	50.0%	2.0	1 0 1	11/23実施			
	U・Iターン型 経 験 者 業 林	1	男 女 計	0 0 0						第2次試験なし											0 0 0	11/23実施		
	合 計	29	男 女 計	130 67 197	64 31 95	3 9 12	17 11 28	15 5 20	99 56 155	76.2% 83.6% 78.7%	31 14 45	0 1 1	6 4 10	6 1 7	43 20 63	40 19 59	8 7 15	0 0 0	2 1 3	2 2 4	12 10 22	12.1% 17.9% 14.2%	8.3 5.6 7.0	11 9 20

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R4.5.1現在	備考	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒					高校卒
選考試験 (知事部局)	研究員 (有機化学分野)	1	男女計	5 2 7	4 2 6			4	80.0% 100.0% 85.7%	2 2 4			2	2 2 4	0 1 1			0 1 1	0.0% 50.0% 16.7%	2.0 2.0 6.0	1 1 1	1次:6/20, 21 2次:7/30	
	研究員 (無機化学分野)	1	男女計	1 0 1	1 0 1			1	100.0% 100.0%	0 0 0					0 0 0							1次:6/20, 21 2次:7/30	
	研究員 (デザイン分野)	1	男女計	2 0 2	1 0 1			1	50.0% 50.0%	0 0 0					0 0 0							1次:6/20, 21 2次:7/30	
	研究員 (電子電気分野)	1	男女計	0 0 0						0 0 0					0 0 0								1次:6/20, 21 2次:7/30
	合計	4	男女計	8 2 10	6 2 8	0 0 0	0 0 0	6 2 8	75.0% 100.0% 80.0%	2 2 4	0 0 0	0 0 0	0 0 0	2 2 4	2 1 1	0 0 0	0 1 1	0 50.0% 12.5%	2.0 2.0 8.0	0 1 1			

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	性 別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)					受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)					第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)					最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R3.5.1現在	試験日	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計					
選考試験 (病院局)	看護師 (推薦枠)	(7)	男	6	6				6	0.0%	第2次試験なし	6				6	100.0%	100.0%	1.0	0	R3.5.15 ～					
			女							6							6			6		100.0%	6	100.0%	1.0	6
			計							6							6			6		100.0%	6	100.0%	1.0	6
	看護師	(46)	男	7	5	2			7	100.0%	第2次試験なし	3	1			4	57.1%	1.8	3	R3.7.17 ～ R3.7.18						
			女	49	29	19			48	98.0%		29	18			47	97.9%		1.0		34					
			計	56	34	21			55	98.2%		32	19			51	92.7%		1.1		37					
	看護師 (第2回)	(30)	男	6	1	4			5	83.3%	第2次試験なし		3			3	60.0%	1.7	3	R3.12.4 ～ R3.12.5						
			女	15	3	10			13	86.7%		3	10			13	100.0%		1.0		13					
			計	21	4	14			18	85.7%		3	13			16	88.9%		1.1		16					
	助産師	(3)	男							0.0%	第2次試験なし						0.0%	0.0	0	R3.7.17 ～ R3.7.18						
			女	5	4	1			5	100.0%		4				4	80.0%		1.3		2					
			計	5	4	1			5	100.0%		4				4	80.0%		1.3		2					
臨床検査技師	(2)	男	3	3				3	100.0%	第2次試験なし					0	0.0%	2.0	2	R3.8.7 ～							
		女	8	8			8	100.0%	4					4	50.0%	2.0		2								
		計	11	11			11	100.0%	4					4	36.4%	2.8		2								
薬剤師	(3)	男	1	1				1	100.0%	第2次試験なし	1				1	100.0%	1.0	1	R3.6.5 ～							
		女	5	4			4	80.0%	2					2	50.0%	2.0		2								
		計	6	5			5	83.3%	3					3	60.0%	1.7		3								
臨床工学技士	(1)	男	5	1	4			5	100.0%	第2次試験なし					0	0.0%	6.0	1	R3.8.7 ～							
		女	1	1			1	100.0%	1					1	100.0%	1.0		1								
		計	6	2	4			6	100.0%		1				1	16.7%		6.0		1						
理学療法士	(2)	男	11	4	7			11	100.0%	第2次試験なし	1	1			2	18.2%	5.5	2	R3.8.28 ～							
		女	1		1			1	100.0%						0	0.0%		0		0						
		計	12	4	8			12	100.0%		1	1			2	16.7%		6.0		2						
作業療法士	(1)	男	7	1	5			6	85.7%	第2次試験なし	1	1			2	33.3%	3.0	2	R3.8.28 ～							
		女	1		1			1	100.0%						0	0.0%		0		0						
		計	8	1	6			7	87.5%		1	1			2	28.6%		3.5		2						

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R3.5.1現在	試験日					
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒					高校卒	その他	計		
選考試験 (病院局)	言語聴覚士	(1)	男	2	1	1			2	100.0%	第2次試験なし								0	0.0%				R3.8.28 ～			
			女	4	1	3			4	100.0%													1		25.0%	4.0	1
			計	6	2	4			6	100.0%													1		16.7%	6.0	1
	歯科衛生士	(1)	男	5	1	4			5	100.0%	第2次試験なし													R3.9.11 ～			
			女	5	1	4			5	100.0%					1	1						2	40.0%		2.5	2	
	歯科衛生士 (経験者)	(1)	男								第2次試験なし													～			
			女																								
	管理栄養士	(2)	男	1		1			1	100.0%	第2次試験なし														R3.9.11 ～ R3.9.12		
			女	21	16	2			18	85.7%					4							0	0.0%	4.5		3	
栄養士	(2)	男	1		1			1	100.0%	第2次試験なし					1									R3.10.16 ～			
		女	2	1	1			2	100.0%						1						1	50.0%	2.0		1		
臨床検査技師 (第2回)	(2)	男								第2次試験なし													R3.11.27 ～				
		女	1	1				1	100.0%					1							1	100.0%		1.0	1		
臨床検査技師 (第2回) (経験者)	(2)	男								第2次試験なし													～				
		女	1	1				1	100.0%					1							1	100.0%		1.0	1		
視能訓練士	(1)	男	1		1			1	100.0%	第2次試験なし													R4.1.22 ～				
		女	1		1			1	100.0%						1						0	0.0%		1.0	1		
合計	(107)	男	45	17	26	0	0	43	95.6%						6	7	0	0	13	30.2%	3.3	12					
		女	125	75	43	0	0	118	94.4%					55	32	0	0	87	73.7%	1.4	68						
		計	170	92	69	0	0	161	94.7%					61	39	0	0	100	62.1%	1.6	80						

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は県議会及び知事に対し、令和3年10月12日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

ア 報 告

(ア) 職員給与等に関する報告

a 職員給与等の状況について

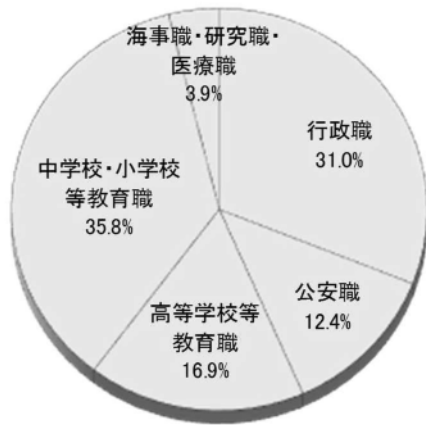
県職員の令和3年4月現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

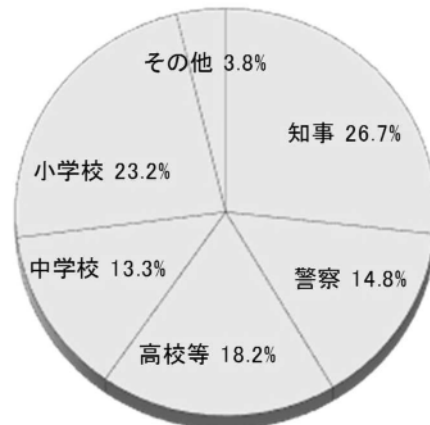
区 分 給 料 表	職員数		平均年齢		平均経験年数	
	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年
	人	人	歳	歳	年	年
行 政 職	3,731 (31.0%)	3,711 (30.9%)	42.2	42.7	20.6	21.1
公 安 職	1,490 (12.4%)	1,497 (12.5%)	38.0	38.1	16.8	17.0
海 事 職	48 (0.4%)	46 (0.4%)	35.5	36.2	16.0	16.6
研 究 職	226 (1.9%)	243 (2.0%)	42.2	41.7	19.2	18.5
医 療 職 (1)	46 (0.4%)	46 (0.4%)	40.4	40.8	16.1	17.1
医 療 職 (2)	85 (0.7%)	88 (0.7%)	41.9	41.9	17.5	18.2
医 療 職 (3)	68 (0.6%)	72 (0.6%)	38.7	39.2	16.5	16.9
高 等 学 校 等 教 育 職	2,031 (16.9%)	2,016 (16.8%)	45.1	45.3	22.3	22.4
中 学 校 ・ 小 学 校 等 教 育 職	4,303 (35.8%)	4,282 (35.7%)	44.4	45.1	21.5	22.2
合 計	12,028 (100.0%)	12,001 (100.0%)	42.9	43.3	20.6	21.1

(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

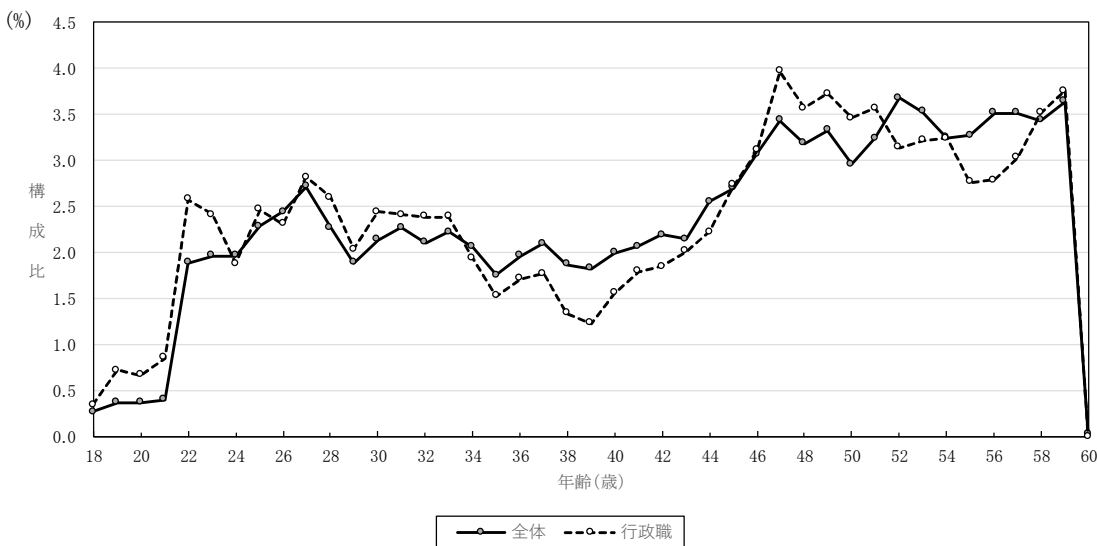
給料表別職員構成比



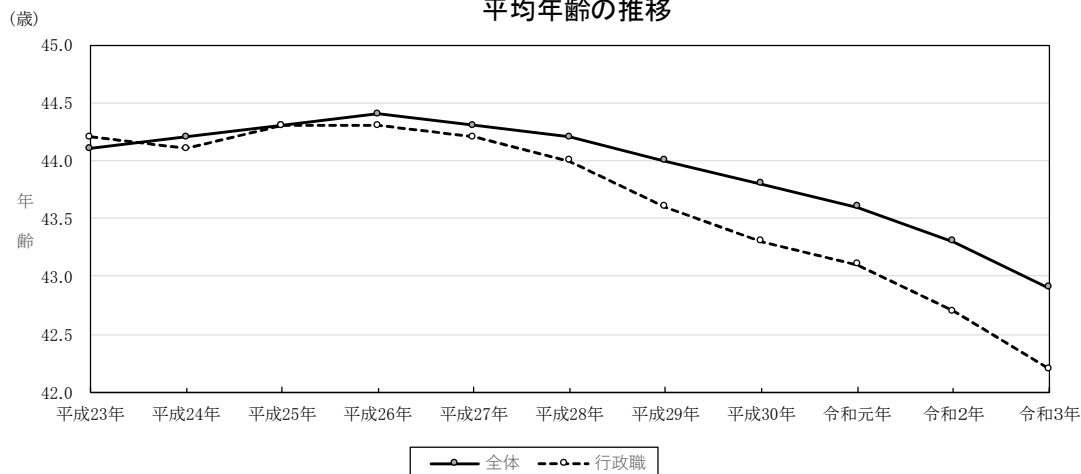
部局別職員構成比



年齢別人員構成比



平均年齢の推移



職員の平均給与月額の状態

項目	区分	全職員		行政職の職員	
		令和3年	令和2年	令和3年	令和2年
給料		円	円	円	円
給料		350,822	354,180	320,660	324,593
管理職手当		6,526	6,621	8,860	8,938
扶養手当		9,836	10,184	9,348	9,729
地域手当		527	553	656	718
住居手当		5,010	4,836	4,470	4,292
特地勤務手当		3,963	3,954	2,677	2,655
その他		2,800	2,910	1,749	2,001
合計		379,484	383,238	348,420	352,926

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。

3 その他は、単身赴任手当等である。

b 民間給与等の状況について

本委員会は、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所230のうちから層化無作為抽出法により抽出した127事業所を対象に「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種4,292人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所からの格段の理解と協力を得て、88.6%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(a) 本年の給与改定等の状況

i 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で51.1%（昨年39.3%）、高校卒で48.7%（同42.5%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で39.3%（同42.8%）、高校卒で30.0%（同37.6%）、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で58.7%（同57.2%）、高校卒で68.0%（同62.4%）となっている。

ii 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は29.7%（昨年34.8%）、ベースアップを中止した事業所の割合は13.8%（同13.3%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は92.0%（同84.6%）、定期昇給を中止した事業所の割合は2.2%（同7.2%）であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が28.2%（同17.3%）、減額となっている事業所の割合が3.1%（同16.0%）となっている。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員		29.7 (34.8)	13.8 (13.3)	0.0 (1.0)	56.5 (50.9)
	課長級	22.2 (27.1)	17.2 (15.1)	0.0 (1.0)	60.6 (56.8)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 () 内の数字は、今年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			昨年と 比べ増額	昨年と 比べ減額	昨年と 変化なし			
								昨年と 比べ増額
係 員		94.2 (91.8)	92.0 (84.6)	28.2 (17.3)	3.1 (16.0)	60.7 (51.3)	2.2 (7.2)	5.8 (8.2)
	課長級	82.8 (86.4)	80.5 (75.7)	22.1 (15.9)	4.5 (11.7)	53.9 (48.1)	2.3 (10.7)	17.2 (13.6)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 () 内の数字は、今年の割合である。

c 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国で0.4%、松江市で0.1%とそれぞれ低下している。

また、勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ176,450円、184,240円及び192,050円となっている。

d 国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した令和2年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数(行政職)の平均は、100.0であった。

本県のラスパイレス指数は98.5(平成31年98.3)と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(令和2年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	2
100以上 102未満	19
98以上 100未満	22
96以上 98未満	3
96未満	1
都道府県平均指数	100.0
島根県	98.5

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

e 人事院勧告等の概要 (省略)

f 職員給与と民間給与との比較

(a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与354,804円に対して職員給与は354,675円であり、職員給与が129円(0.04%)下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 A - B ((A-B)/B×100)
354,804円	354,675円	129円 (0.04%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は「職員の平均給与月額状況」の表の額とは異なっている。

(b) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額4.01月分に相当していた。これは、昨年(4.10月分)より減少しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.10月)を0.09月分下回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A - B)
4.01月分	4.10月分	△0.09月分

g 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(a) 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は昨年と比べ減少している一方、定期昇給の昇給額が昨年と比べ増額となった事業所の割合は増加しており、また、定期昇給の昇給額が昨年と比べて変化がない事業所の割合が5割以上となっているなど、全体としては昨年から大きな状況の変化はないものと考えられる。

このような状況の中で、本年4月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記f(a)のとおり、職員給与が民間給与を129円(0.04%)下回っているものの、ほぼ均衡している。

よって、本年については、公民較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わないこととする。

(b) 期末手当・勤勉手当について

前記f(b)のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.10月)は、民間事業所の特別給の支給割合(4.01月分)を0.09月分上回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.10月分引き下げることが適当と判断した。

引下げに当たっては、国と同様に民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととし、本年度については、12月期の期末手当を0.10月分引き下げ、令和4年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ0.05月分ずつ引き下げることとする。

なお、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げることとする。

h その他の課題

(a) テレワーク(在宅勤務)に関する給与面での対応について

国においては、本年の「職種別民間給与実態調査」により、民間企業における在宅勤務手当の支給状況等について調査を行ったところ、テレワークを行う者に対して在宅勤務手当を支給している事業所の割合は23.1%にとどまった。他方で、手当を支給していない事業所の19.9%が今後手当の支給を検討することとしている。

本県においても、本年の「職種別民間給与実態調査」により、島根県内の民間事業所における在宅勤務手当の支給状況等について調査を行ったところ、国と同様の調査結果が得られた。

国は、テレワークに関する給与面での対応について引き続き研究を進めていくとしており、その動向を注視していく必要がある。

(b) 通勤手当の特別料金等加算について

親の介護等のやむを得ない事情により、長距離通勤することを余儀なくされた職員の負担軽減を図るため、通勤手当の特別料金等加算に係る要件の緩和を検討する必要がある。

(c) 獣医師の初任給調整手当について

獣医師については、採用者数が採用予定者数を下回る状況が続き恒常的に欠員が生じており、業務の実施に支障が出かねない状況にある。このことから、本県の獣医師の確保を図るため、獣医師に支給する初任給調整手当について改善する必要がある。

(イ) 人事管理に関する報告

a 人材の確保及び育成

(a) 人材の確保

若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲、他の自治体との競合等を背景に、近年、採用試験の受験者数が大幅に減少しており、人材の確保が困難な状況が続いている。

このため、これまでも、事務系職種について特別な公務員試験対策を要しない試験区分を創設し、技術系職種についても試験日程を追加するなど、受験者確保のための試験制度の見直しを行ってきた。

さらに、本年度は、島根創生の重点分野において即戦力となる人材を求める新たな経験者採用試験を開始したところである。

今後も、試験区分ごとに検証を行い、適宜、必要に応じて試験制度の見直しを図ることとする。

また、任命権者と連携のうえ、インターネットの活用等により、県職員の仕事の魅力ややりがい等について、より効果的な情報発信を積極的に行うなど、受験者の確保に取り組んで行く。

障がい者の採用については、昭和63年度から身体障がいを対象として選考試験を実施してきたが、障がい者雇用の一層の促進を図るため、一般事務については平成30年度から採用試験区分を、学校事務及び警察事務については令和2年度から受験資格を、それぞれ身体・知的・精神の3障がいに拡大したところである。

障がい者の採用にあたっては、障がいのある職員が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進めることが必要であり、各任命権者は、令和2年に障がい者活躍推進計画を策定し、そのための取組を行っている。

引き続き、同計画に定める取組を着実に実施し、障がいのある職員が、障がい特性や個性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じることができる職場づくりを進める必要がある。

(b) 人材の育成

新型コロナウイルス感染症への対応など、過去に経験のない新たな課題に直面するなど、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、職員一人一人の公務に対する意欲と能力を高めるための人材育成がますます重要となっている。

各任命権者においては、それぞれの人材育成基本方針などにに基づき、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成に取り組んでいる。

また、地方機関へのメンター制（注1）の拡充や採用5年目までの職員とその上司等を対象とした研修（注2）の実施など、若手職員の育成の強化が図られているところである。

今後もこうした取組を一層進めていく必要がある。

（注1）新規採用職員など後輩職員（メンティ）に対して、良き相談相手となる先輩職員（メンター）が、業務に関することのほか、精神的なサポートも行う制度

（注2）「若手職員育ち方研修（1年～5年目職員対象）」、「若手職員育て方研修（1年～5年目職員の上司等対象）」などを実施

b 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、職員の能力と実績を適切に把握し、人員配置や昇進管理、給与処遇に適時的確に反映していくことが

必要である。

そのため、平成28年4月に施行された平成26年改正地方公務員法により、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るべく、人事評価制度が導入され、任命権者において、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用し、人事評価の結果に応じた措置を講じることが義務づけられたところである。

改正法の施行後5年半が経過し、大多数の都道府県において全ての職種で評価結果が勤勉手当・昇給に活用されており、本県においても既に人事評価が実施されていることから、早急に評価結果を勤勉手当・昇給に活用する必要がある。

本委員会では、これまで各任命権者に対して、この改正法の趣旨・規定を踏まえ、公正な人事評価制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進めるよう言及してきており、一部の任命権者を除き、令和2年1月には、勤勉手当に加えて昇給にも活用が図られているところである。

本委員会としては、引き続き、活用が進んでいない任命権者に対し、評価結果の勤勉手当・昇給への活用に向けた取組を確認し、助言等を行うとともに、取組の状況に応じた必要な対応について検討を行う。

c 勤務環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進）

職員が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための勤務環境の整備に努めなければならない。

(a) 長時間勤務の是正

職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間勤務の是正は喫緊の課題であり、その縮減に取り組んでいく必要がある。

i 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う業務量増加への対策

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、知事部局では、感染症患者発生への対応、感染症の拡大防止と医療提供体制の維持及び県内経済を守る様々な経済対策の実施など、新たな業務が生じているところである。

保健所をはじめとする関係部局・所属においては、県内への感染の広がりなどへの対策業務の増加に伴い、令和2年4月以降、月80時間超及び45時間超の時間外勤務を行う職員数が増加し、高止まり傾向にある。

この業務量の増加に対して、事業の先送りなども行いながら、関係所属への増員や所属を超えた応援職員の派遣を実施し、全庁で業務を分担するとともに、任期付職員と会計年度任用職員の採用や感染症関連業務の積極的な外部委託を実施するなど、必要な人員体制の整備と業務量の平準化等が行われているところである。

これらの取組により、職員の健康を確保しつつ、県民の生命と生活を守る感染対策を着実に実施できる体制を維持する必要がある。

教育委員会では、各学校において、徹底した感染症対策を行うとともに、スクールサポートスタッフ及び業務アシスタントの追加配置等の体制強化を図っているところである。

感染症の若い世代への拡大など、学校現場における対策の重要性が高まる中、引き続き、児童生徒等の安全と教育を受ける権利が守られるよう、適切な体制を整備する必要がある。

ii 働き方改革の一層の推進

本県では、令和元年度から、人事委員会規則により、時間外勤務命令を行うことができる上限を、原則、月45時間、年360時間以内とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、年720時間以内、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とした。

なお、大規模な災害への対応等公務の運営上真にやむを得ない場合には、この上限を

超えることができる。

上限の時間を超えた場合には、当該時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うものとしたが、緊急的な対応にあっても、職員の勤務状況や健康状態を注視し、安易な運用にならないようにすることが重要である。

この上限規制の導入に併せ、任命権者において、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革の取組が強化され、更なる業務量の削減、業務の効率化及び平準化の業務改革が推し進められている。(注1)

また、勤務間インターバルの確保、36協定又はこれに準じた確認書の締結、勤務時間の適正把握、テレビ会議システムの活用、サテライトオフィスの設置、動画配信システムの導入、AI・RPA(注2)の活用推進などの取組も行われている。

これらの取組により、令和元年度は、対前年度比で月80時間超の時間外勤務を行う職員数が約6割、月45時間超の時間外勤務を行う職員数が約1割、それぞれ減少したが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う業務量増加により、これら長時間の時間外勤務を行う職員数が増加している。(注3)

本委員会としては、上限規制の運用状況を把握し、必要に応じて任命権者を指導するとともに、任命権者の働き方改革の取組による長時間勤務是正の進捗状況を注視していく。

(注1) 業務量の削減及び業務の効率化 … これまでも不断の見直しを図ってきたが、令和元年度に改めて業務スクラップ(業務の外部委託・集約化、会議・調査・資料作成等の廃止・縮小、制度・様式等の簡素化など)を一斉に実施。令和2年度に、各所属が実施した業務スクラップの情報をリアルタイムで全庁的に共有することができる仕組みを整備

業務の平準化 … 一時的・突発的な業務の発生に対して、所属を超えた当該業務経験者の派遣により対応する制度を創設(平成31年1月)

(注2) AI(人工知能) : データベースに蓄積された情報をもとに、機械が人間の知的活動を再現する技術。非定型業務(企画、分析、提案等)など判断が必要な業務の処理が可能

RPA(ロボティックプロセスオートメーション) : ソフトウェア型のロボットが、パソコンを操作してアプリケーションを扱う各種業務を代行し、デスクワークを効率化・自動化する技術。定型的、反復的、大量の処理件数がある単純作業の処理が可能

(注3) 月80時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H29 : 326人 H30 : 202人 R元 : 74人 R2 : 136人

月45時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H29 : 2,106人 H30 : 2,141人 R元 : 1,916人 R2 : 2,163人

iii 教職員の負担軽減の推進

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、本県の教育職員についても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われていること、教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要性があることが確認されている。

任命権者では、国のガイドラインを踏まえ、平成31年3月に「教職員の働き方改革プラン」を、平成31年2月に「部活動の在り方に関する方針」を策定し、令和元年度以降3年間で重点期間として、長時間勤務の是正等に向けた総合的な取組を行っている。

「教職員の働き方改革プラン」では、月あたりの時間外勤務の時間の上限の目安を原

則月 45 時間（原則年 360 時間以内）とし、具体的な取組を掲げ、月あたり平均の数値目標を段階的に 3 年以内に達成することとしている。

「部活動の在り方に関する方針」では、中学校と高等学校における適切な休養日・活動時間の設定の基準などを示し、各学校等において必要な見直し等を進めている。

また、これまで、教育職員の負担軽減を図るため、事務作業を補助するスクールサポートスタッフ（小中学校）及び業務アシスタント（高等学校）並びに部活動指導員及び地域指導者の配置が拡充され、中山間地域・離島の県立高校に主幹教諭等を加配するなどの取組が行われている。

令和 2 年度の月あたり平均時間外勤務時間数は、全校種の平均で月 40.5 時間となり、前年度から 17.5 時間減少し、目標である月 45 時間を下回ったところであるが、令和 2 年度の数値には、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨時休業等が影響していると考えられるため、今後も継続的に状況を把握・分析していく必要がある。（注 1）

令和 2 年 3 月には、「教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」が改正され、「県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則」が制定された。

この規則では、教育職員の時間外在校等時間を月 45 時間、年 360 時間（特別な事由による場合でも、年 720 時間以内、単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内）を上限として規定し、この上限時間数を超えないように、教育委員会が教育職員の業務の量の適切な管理を行うこととされている。

この教育職員の業務の量の適切な管理は、全国的に取組が必要な課題であるが、本県の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、多数の者が長時間の時間外勤務を行っており、県立学校の教育職員のうち令和 2 年度において、月 80 時間を超える時間外勤務をした者の割合は 8.1%、月 45 時間を超える時間外勤務をした者の割合は 27.0%に達している状況にある。（注 2）

「教職員の働き方改革プラン」に掲げる具体的な取組を着実に実施するとともに、教育委員会規則に基づく教育職員の業務の量の管理を適切に行い、長時間勤務の是正を更に図る必要がある。

（注 1）教職員一人当たり月平均時間外勤務の状況（R2 年度の目標 45.0 時間）

小学校	R 元年度：60.1 時間	R2 年度：42.2 時間	▲17.9 時間
中学校	R 元年度：68.0 時間	R2 年度：48.2 時間	▲19.8 時間
高等学校	R 元年度：66.4 時間	R2 年度：49.6 時間	▲16.8 時間
特別支援	R 元年度：34.5 時間	R2 年度：21.5 時間	▲13.0 時間
全校種	R 元年度：58.0 時間	R2 年度：40.5 時間	▲17.5 時間

（注 2）年度月 80 時間又は月 45 時間を超える時間外勤務をした教育職員の割合は、それぞれ、4 月から 3 月までの間に月 80 時間又は月 45 時間を超える時間外勤務をした教育職員の延べ人数を、同期間における毎月の教育職員数を合計した人数で除して得た割合である。

(b) 女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援

本県においては、令和 2 年 3 月、これまでの特定事業主行動計画を改定し、令和 6 年度までを計画期間とする「すべての職員がいきいきと働き、能力を發揮できる職場づくり推進計画—島根県特定事業主行動計画—」が策定された。

改定後の計画では、女性活躍推進の体制強化と施策の推進を図り、「男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現し、その能力を伸ばし發揮して、いきいきと働くことができる職場」を「目指す姿」として掲げている。

女性活躍推進については、女性管理職の割合などの数値目標を定め、女性職員が希望する働き方を選択し、意欲を持って働くことのできる職場環境づくりや、キャリア形成の支援な

どの取組を進めることとしている。

仕事と生活の両立支援については、男性職員の育児休業取得率などの数値目標を定め、職員自身や上司の意識改革、休暇制度等の周知徹底、休業等取得期間中の業務継続体制の確保などの取組を進めることとしている。

本年7月に公表された本計画の令和2年度の実施状況のうち、数値目標値に対する実績は次のとおりであった。

i 全警察官に占める女性の割合（警察）（目標値 10%）

H30年：7.9% R元年：8.6% R2年：9.0% R3年：9.5%

ii 職員の管理職に占める女性の割合（知事部局等）（目標値 15%）

H30年：10.5% R元年：11.0% R2年：12.4% R3年：13.0%

iii 初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合（教育委員会）（目標値 15%）

H30年：10.3% R元年：11.6% R2年：13.6% R3年：14.8%

iv 年次有給休暇の年間平均取得日数（目標値 15日）

知事部局 H29年：11.4日 H30年：12.2日 R元年：12.5日 R2年：12.1日

教育委員会 H28年：10.4日 H29年：10.8日 H30年：11.1日 R元年：10.5日

警察 H29年：10.3日 H30年：11.2日 R元年：10.9日 R2年：13.3日

v 男性職員の育児休業取得率（目標値 知事部局等 30%、その他 13%）

知事部局等 H29年：20.0% H30年：16.7% R元年：17.1% R2年：36.0%

教育委員会・病院局 H29年：1.3% H30年：2.3% R元年：5.8% R2年：4.0%

警察 H29年：－ H30年：－ R元年：－ R2年：16.3%

vi 男性の妻の出産休暇及び育児参加休暇を5日以上取得した職員の割合（県全体）（目標値 50%）

H29年：11.4% H30年：16.0% R元年：16.8% R2年：27.4%

引き続き、計画に掲げた「目指す姿」の実現と数値目標の達成に向けて、計画で示した様々な取組を一つ一つ速やかに具現化し、着実に実行していくことが必要である。

本委員会としても、女性職員がやりがいを感じながら活躍することができ、男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、進捗状況を十分注視する。

(c) 妊娠、出産、育児等に係る休業・休暇制度の改正

令和2年5月に閣議決定された「少子化対策大綱」では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組むこととされ、公務員においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要となっている。

国家公務員においては、本年8月に人事院から国会及び政府に対して、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出がなされるとともに、不妊治療のための休暇の新設、非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の新設、非常勤職員の産前・産後休暇の有給化などを行うことについての報告がなされた。

本県においても、これらの職員の妊娠、出産、育児等に係る休業・休暇制度の改正を、国家公務員に準じて、適切に行う必要がある。

(d) 柔軟な働き方等への取組

本県では、これまで、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得を推進してきたが、令和2年4月から、年次有給休暇の取得日数の目標値が、年13日から年15日に引き上げられた。

また、より柔軟な働き方が可能となるよう、令和元年8月から導入された時差出勤勤務制度について、本年4月から要件が更に緩和された。

知事部局では、約1割の職員がこの制度を利用しており、通勤時間の短縮や、自己啓発、地域活動等の時間の確保などの効果が生じている。

在宅勤務については、令和2年3月から新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務が実施されており、同年12月からは、育児、介護等と仕事の両立を支援するための在宅勤務の試行も開始されている。

引き続き、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるとともに、国や他の都道府県の動向を注視しながら、柔軟な働き方を可能とする勤務時間制度や在宅勤務制度の拡充等について、研究を行う必要がある。

(e) メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化による職務の困難性の増加やその他様々な要因により、ストレスが増大している中、職員の心身の健康の保持・増進が必要である。とりわけ、長期の休暇・休職者の中で精神疾患による職員の割合が高い状況にあることから、メンタルヘルス対策は重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行ってきたり、労働安全衛生法の規定に基づき、ストレスチェック制度も運用されているところである。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度の主旨を繰り返し職員に周知し、職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するとともに、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るなど、実効性のある対策を進めていく必要がある。

(f) ハラスメント防止対策

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を侵害し、勤務意欲を低下させ、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

任命権者においては、これまでもパワーハラスメントを含むハラスメントの防止に関して、指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組を行ってきたが、令和2年6月1日施行の労働施策総合推進法の改正や国家公務員における人事院規則の整備状況も踏まえ、更に苦情相談体制の充実・強化など対策の強化が図られたところである。

体制の強化に加え、引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりの取組を一層進める必要がある。

d 定年の引上げ

国家公務員及び地方公務員の定年引上げについては、本年6月に「国家公務員法等の一部を改正する法律」及び「地方公務員法の一部を改正する法律」が成立し、令和5年4月から施行されることとなった。

国家公務員の定年については、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げることとされており、本県においても、地方公務員法第28条の6の規定に基づき、国家公務員の定年を基準として定年の引上げを行う必要がある。

さらに、定年の引上げに併せて新たに設けられた役職定年制、定年前再任用短時間勤務制及び情報提供・意思確認制度について、地方公務員法の規定に従い、適切に導入する必要がある。

また、国家公務員については、当分の間の措置として60歳を超える職員の給与水準を60歳前の7割水準に設定することなど、定年の引上げに伴う給与及び退職手当の取扱いについて定められており、地方公務員法第24条の均衡の原則を踏まえ、職員の給与及び退職手当について、国に準じた取扱いを検討する必要がある。

そのほか、組織全体としての活力を維持しつつ、高齢層職員の能力や経験を本格的に活用することができるよう、高齢層職員の職務のあり方や定年引上げ期間中の定員管理などに

ついて検討を進め、職員の定年引上げを円滑かつ適切に実施する必要がある。

(ウ) 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められている。また、新型コロナウイルス感染症や自然災害への対応が続く中において、職員は、行政サービスを安定的に提供し、県民の安全・安心を確保するため、日々職務に精励している。給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

イ 勧 告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の改正

a 期末手当について

(a) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.075月分（特定管理職にあつては、0.875月分）とすること。

再任用職員については、期末手当の支給割合を0.55月分（特定管理職にあつては、0.45月分）とすること。

(b) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.125月分ずつ（特定管理職にあつては、それぞれ0.925月分ずつ）とすること。

再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.575月分（特定管理職にあつては、0.475月分）とすること。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の改正

a 期末手当について

(a) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

(b) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分ずつとすること。

(ウ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の改正

a 特定任期付職員の期末手当について

(a) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

(b) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分ずつとすること。

(エ) 改定の実施時期

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、(ア)のaの(b)、(イ)のaの(b)及び(ウ)のaの(b)については、令和4年4月1日から実施すること。